

**群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済事業
福利厚生資金貸付要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済規程第27条にもとづき、被共済職員に対する福利厚生資金の貸付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付事由)

第2条 貸付は、被共済職員が次の各号に掲げる事由により資金を必要とする場合に行う。

- (1) 生活資金 被共済職員の生活について、特に資金を要する場合
- (2) 住宅資金 被共済職員の住宅の新築、増改築、購入、住宅用地の購入に資金を要する場合

(貸付の対象)

第3条 貸付けの対象となる者は、現に被共済職員として1年以上経過している者とする。

(貸付金の限度額)

第4条 貸付金の限度額は、生活資金にあつては、基準給与月額の内3ヶ月以内で50万円の範囲内とし、住宅資金にあつては、基準給与月額の内6ヶ月分以内で100万円の範囲内とする。

(貸付金の制限)

第5条 貸付を受けている者は、その償還が終了するまでは、新たに貸付を受けられないものとする。ただし、貸付の限度額の範囲内であれば、2回まで貸付を受けることができる。

(貸付金額の単位)

第6条 貸付金の額は、前条の規定による範囲内において、10万円を単位として計算するものとする。

(貸付金の利率)

第7条 貸付金の利率は、年5.0%とし、貸付の翌月から弁済の月までの期間について計算する。

2 利息に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(貸付の申込み)

第8条 貸付を受けようとする者は、貸付金申込書(第1号様式)に次の各号の事由に応じた書類を添付して、その者の属する共済契約者に提出しなければならない。

(1) 生活資金

見積書、請求書、診断書等の写、その他費用の内容を明らかにする書類

(2) 住宅資金

ア 建築確認書、見積書、土地・家屋売買契約書等の写、その他費用の内容を明らかにする書類

イ 土地・家屋等の平面図、見取図

2 共済契約者は、前項の貸付金申込書を受けとったときは、その事由、金額、償還能力、連帯保証人等について調査し、意見を付して、県社協に送付しなければならない。

(貸付金の決定)

第9条 県社協は、貸付金申込書を受けとったときは、これを審査のうえ、予算を勘案し、貸付の適否、金額等を決定し、共済契約者を経て、借入申込者に対し、貸付決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 県社協は、必要があると認めるときは、貸付決定にあたって、貸付事由による順位を設け又は貸付金額を変更することができるものとする。

(貸付金の交付等)

第10条 貸付決定通知書を受けた者（以下「借受者」という。）は、借用書（第3号様式）を、共済契約者を経て、県社協に提出するものとする。

2 県社協は、借受者から借用書を受理したときは、貸付日に貸付金を借受者名義の口座に振り込むものとする。

(貸付金の償還方法等)

第11条 貸付金の償還は、次のとおりとする。

(1) 貸付を受けた日の属する月の翌月から生活資金にあつては2年間、住宅資金にあつては4年間とし、別表に定める方法で、所定の振込書により、毎月1回元利均等割賦で償還する。

(2) 借受者は、前項の規定により償還する場合のほか、借受者の残額を利息とともに一括して償還することができるものとする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、被共済職員等の身分を喪失したときは、直ちに借入金の残額及び利息を償還しなければならない。

(4) 借受者は、第2号の規定に基づき、借受者を償還する場合は、一括償還承認願（第4号様式）を共済契約者を経て県社協に提出し、承認を受けなければならない。

(5) 県社協は、一括償還承認願を受けとったときはこれを審査し、適当と認めるときは、一括償還承認書（第5号様式）を共済契約者を経て借受者に交付するものとする。

2 借受者の属する共済契約者は当該法人の償還金をとりまとめて、毎月の末日までに県社協に送付しなければならない。

3 県社協は、貸付金及び利息が完済されたときは、借用書を借受者に返還するものとする。

(連帯保証人)

第12条 被共済職員は、貸付を受けるにあたっては、その職員が属する法人等の被共済職員のうちから連帯保証人2人(うち1人は、原則として被共済職員である施設等の長とする。)を立てなければならない。

2 連帯保証人は、借受者と連帯して、この貸付金の債務を弁済しなければならない。

3 借受者は、連帯保証人が被共済職員としての身分を喪失したときは直ちに連帯保証人変更届(第6号様式)を共済契約者を経て県社協に提出しなければならない。

4 前項の連帯保証人変更届を提出した後、特別な指示がない場合にあっては、連帯保証人の変更について許可があったものとする。

(貸付日)

第13条 貸付金は、毎月25日に貸し付ける。ただし、当該貸付日が金融機関の休業日にあたる場合は、休業日後の最初の営業日とする。

(申込締切日)

第14条 貸付金の申込締切日は、原則として毎月10日までとする。ただし、当該申込締切日が日曜日又は休日にあたる場合は、その翌日とする。

(委任規定)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。